

一般会計決算収支

平成24年度一般会計の決算額は、
歳入総額 104億9,716万1,079円
 (前年度比 △2,899万5,130円の減)

歳出総額 101億2,359万3,715円
 (前年度比 △702万7,436円の減)で、

歳入歳出差引 3億7,356万7,364円となりました。
 (翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支額は、3億4,582万6,864円の黒字です。)

歳入・歳出総額ともに100億円を超えるのは、平成21年度以来4年連続です。

財源別

町税などの自主財源(まちが自主的に収入できるお金)は、
48億2,986万5,049円(前年度比 7,785万7,931円増)、
 地方交付税などの依存財源(国・県の交付金や借り入れたお金)は、
56億6,729万6,030円(前年度比 △1億685万3,061円減)

性質別

公債費などの義務的経費(支出が義務付けられ、任意に削減できないお金)は、
44億6,024万7,000円(前年度比 6,113万9,000円増)
 普通建設事業費などの投資的経費(建設工事などに使うお金)は、
5億9,982万1,000円(前年度比 873万4,000円増)

積立金などのその他の経費は、
50億6,352万6,000円
 (前年度比 △7,690万円減)となっています。

特別会計決算額

(特定の事業を行うために一般会計と区別して処理する会計です。)

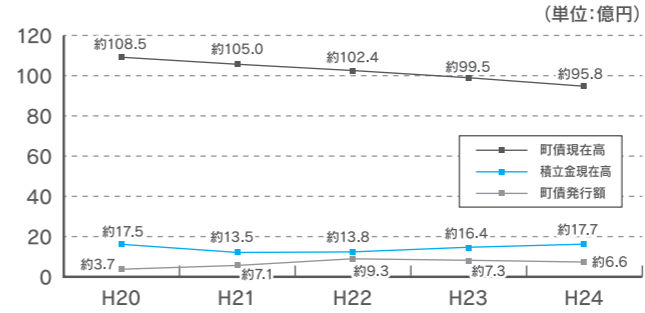
会計名(事業名)	歳入	歳出	歳入歳出差引額
国民健康保険特別会計	41億522万1千円	42億2,684万円	△1億2,161万9千円
後期高齢者医療特別会計	3億2,981万4千円	3億2,055万7千円	925万7千円
流域関連公共下水道事業特別会計	13億5,210万6千円	13億1,358万4千円	3,852万2千円

公営企業会計決算額

(自治体でも法律で収益が認められている公営企業の会計です。)

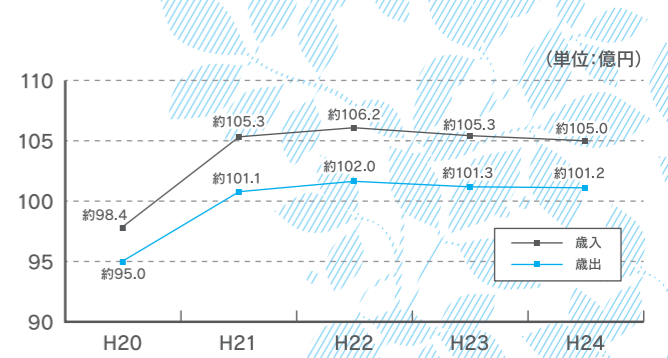
収益的収支(水道料金などの収支)	
収益的収入	6億971万7千円
収益的支出	6億1,765万8千円
収支差引	△794万1千円
資本的収支(施設建設などの収支)	
資本的収入	3,181万4千円
資本的支出	3億5,489万円
収支差引	△3億2,307万6千円

一般会計の積立金残高、町債残高及び町債発行額の推移



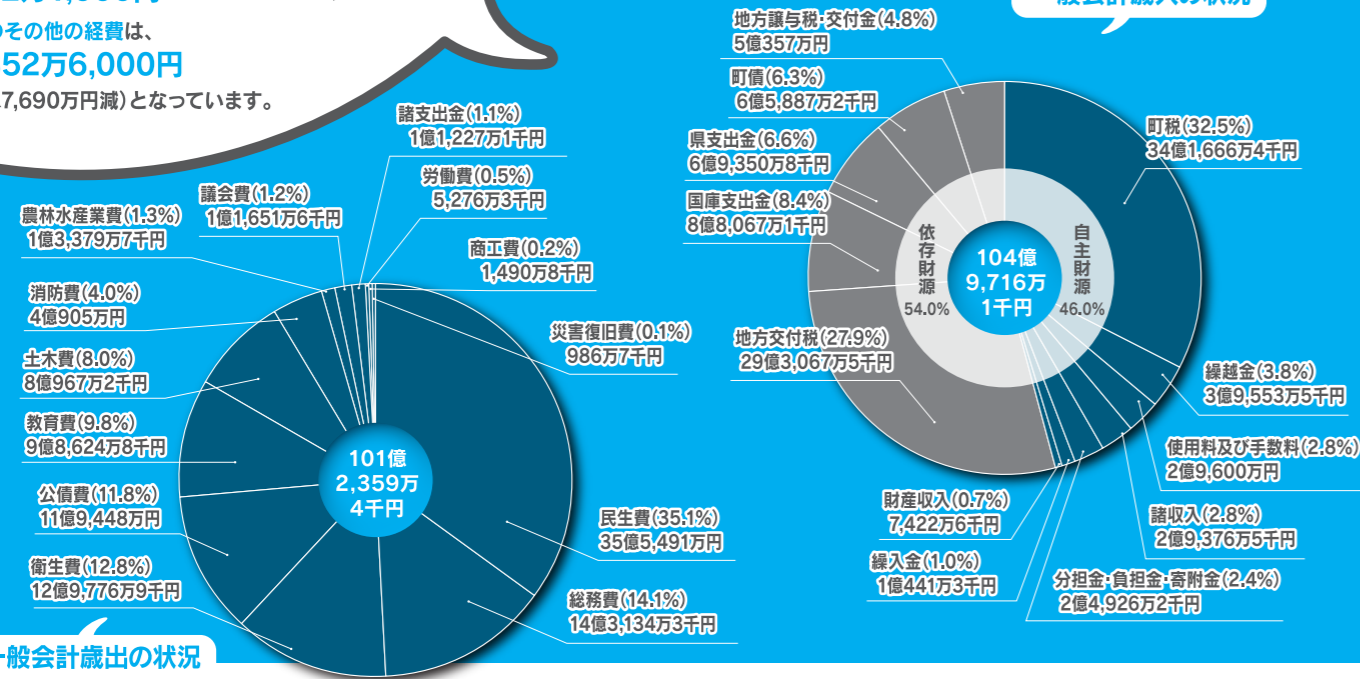
町民1人あたりにすると・・・
 (平成25年3月末現在)
 積立金残高(貯金) 4万6,787円(前年度比 3,688円増) ※3年連続の増
 町債残高(借金) 25万2,539円(前年度比 △9,571円減) ※5年連続の減

一般会計歳入・歳出決算額の推移



町民1人あたりにすると・・・
 ※平成25年3月31日現在の人口 37,923人で算出
 町税負担額 9万95円(前年度比 1,278円増)
 使ったお金 26万6,951円(前年度比 △24円減)

一般会計歳入の状況



一般会計歳出の状況

宇美町の主な財政指数2: 財政力指数

地方公共団体の財政の能力を示す指標で、標準的な行政需要に自前の財源でどれだけ対応できるかを表しています。この数値が1を超えると交付税の交付を受けない不交付団体となります。(1に近づくほど財政に余裕があるとされており、指数が低いほど交付税への依存が強いといえます。)糟屋地区1市7町の平均は0.669(前年度比△0.014ポイント減)となっています。

主な財政指標

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
經常収支比率	96.2%	95.4%	92.0%	94.5%	93.5%
財政力指数	0.587	0.593	0.582	0.562	0.545

宇美町の主な財政指標1: 經常収支比率

※平成18年度以来7年連続で90%台

經常経費(人件費、扶助費、公債費などの固定経費)に使われた一般財源の經常一般財源収入(毎年度連続して収入される使途が特定されない収入)に対する割合で、この比率が低いほど弾力的な財政運営ができる団体といえます。

平成24年度は、昨年度から1.0ポイント改善して93.5%となりましたが、糟屋地区1市7町の平均は87.3%(前年度比△0.3ポイント減)で当町は財政の硬直化が進んでいます。

健全化判断比率と資金不足比率について

平成19年6月に成立した「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(以下「財政健全化法」)に基づき、財政の健全度を測る4つの指標(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)と公営企業の資金不足比率について公表します。いずれかの指標が「早期健全化基準」(＝黄色信号)以上になると、町議会で「財政健全化計画」を議決し、自主的な改善努力による財政健全化を図ることとなります。また、「財政再生基準」(＝赤信号)を超える指標がある場合はいわゆる「財政破綻」と見なされ、国などの関与による確実な財政再建に取り組まなければならないこととなります。

平成24年度決算に基づく町の健全化判断比率等はいずれも基準値以下の水準を保っています。

指標	年度	宇美町	早期健全化基準(黄色信号)	財政再生基準(赤信号)
実質赤字比率 一般会計の実質赤字額の標準財政規模に対する比率	22年度		14.09%	
	23年度	※	14.08%	20.00%
	24年度		14.07%	
連結実質赤字比率 全ての会計の実質赤字額(資金の不足額)の標準財政規模に対する比率	22年度		19.09%	35.00%
	23年度	※	19.08%	30.00%
	24年度		19.07%	
実質公債費比率 一般会計等が負担する元利(準元利)償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率	22年度	13.4%		
	23年度	13.0%	25.0%	35.0%
	24年度	12.1%		
将来負担比率 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率	22年度	76.0%		
	23年度	54.6%	350.0%	
	24年度	40.9%		
資金不足比率 公営企業(下水道・下水道事業)ごとの資金不足額の事業規模に対する比率	22年度			
	23年度	※	20.0%	
	24年度			

※赤字額が発生していないため、表示される数値はありません。

※標準財政規模: 地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入等に普通交付税等を加算した額をいいます。
 ※下水道事業会計においては、平成24年度決算で収支不足が発生していますが、財政健全化法における法適用企業の資金不足比率は、単年度の収支ではなく、基本的には流動資産と流動負債の差で算定されるため、資金不足額は発生していません。